

「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における

審議会委員からの意見について

- 日 時：令和4年11月17日（木） 午後2時～午後3時半
- 場 所：修徳ビル地下 大会議室（奈良市登大路町5番地の1）
- 出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員15名中13名）
加藤曜子委員（会長）、相原加苗委員、赤崎正佳委員、上田庄一委員、
才村純委員、東浦一郎委員、佐藤拓代委員、西田尚造委員、日和リカ委員、
松舟憲光委員、鍵本光弘委員、米田恵美子委員
- 議 題：（1）奈良県における児童虐待の状況について
（2）奈良県児童虐待防止アクションプランの取組について
（3）令和4年度の新規事業について
（4）奈良市児童相談所の開設について

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

I 議題（1）及び（2）に関する意見について

【佐藤委員】

- ・児童虐待の状況で、資料1－3の児童相談所の対応した心理的虐待のケースのうち面前DVの数が入っているが、資料1－4の市町村の対応した心理的虐待のケースについても、面前DVの数を入れてほしい。国の方も市町村の面前DVの数をきちんと出しており、県で報告しているためデータとして持っていると思う。

（回答：こども家庭課）

- ・市町村の心理的虐待のケースについても、うち何件が面前DVか次回の審議会から載せるようにしたい。

【才村委員】

- ・今、面前DVの話が出ましたので、それに関連して、児童相談所が対応したケースの主な虐待者については、前は実母が圧倒的に多かったんですけども、今はどんどん実母の比率が下がっていて、実父の比率が増えているが、要因

としては、面前DVがあると思う。そう考えると、奈良県の主な虐待者は実母が増えていて、これはどのように見ればよいか、教えてほしい。

【加藤委員】

- ・全国的には心理的虐待が6割だが、奈良県は1割ほど少ないように思う。その辺りも関連しているのか。

(回答：こども家庭課)

- ・全国の心理的虐待が6割というのは把握しているが、全国に比べ本県で心理的虐待の割合が高くないのは、おそらく警察との連携の具合だと思う。他府県は虐待対応したケースを全件共有しているところも多いが、奈良県の場合は警察と協定を結び、共有する一定の基準を定めているため、全国との差が出ていると思う。

【才村委員】

- ・虐待者の比率に差がある理由は2つ考えられる。一つは、面前DV以外の虐待が多いという可能性。もう一つは、DVの加害者の割合が全国に比べて奈良県が高い。しかしこれは少し考えにくい。その辺りについては次回の審議会で教えてほしい。

【赤崎委員】

- ・資料1-3や資料1-4の「虐待の種類」のところだが、虐待というのはこの虐待というように1つに決められないところがあり、身体的虐待と心理的虐待と複数の虐待にまたがっていると思う。しかし今の統計だと1つの虐待の種類しか出ていないため、虐待の種類が複数にまたがるものについての統計がいないのではないか。隣の項目の「主な虐待者」の表記のように表記を工夫すれば良いと思うが。

【米田委員】

- ・虐待対応件数については昨年度に対応した件数はよく分かるが、継続で関わっているケースが何件か分からないため、本当にどれくらいの負担があるのか、現場はもっと苦しいのではないかと考えている。その年の対応件数だけでなく、継続ケースについても件数をあげると、より逼迫した状況があるのではないかとということについても審議できるのではないかと。

【加藤委員】

- ・アクションプランの資料2-3のなかで調査されているが、2年間個別ケー

ス検討会議を実施していない長期化している事例の特徴は何か。

- ・奈良県は市町村向けにアセスメントシートの研修を実施したり、比較的市町村も支援ということに対して理解を示していると思うが、児童福祉法が改正され、今後市町村が「こども家庭センター」を設置する方向にあるため、長期ケースに対して具体的にどういった支援ができるのかを意識してもらいたい。

(回答：こども家庭課)

- ・市町村に具体的にどういった事例があるかというところまで調査しているわけではなく、何件あるかという報告をもらっている状況であり詳細は分からない。ただし、少なくとも児相よりも市町村が抱えているケースはネグレクトが多いため、ケースが長期化しやすいという特徴はあるのではないかと考えられる。

【上田委員】

- ・資料2-2の下の方の「児童福祉司に占める専門職の割合」について低下しているが、専門職は必要だと思う。最近も小さい子どもが虐待で亡くなって、そういうのを目にすると胸がしめつけられるような、なんとも言えない気持ちになる。だから行政がもっとアグレッシブに関わって、強制的に一時保護していくことが必要だと思う。そういう意味では専門職が必要だと思うが、そのあたりはどのようにお考えか。

(回答：こども家庭課)

- ・専門職採用については、平成28年の法改正の時に、児童人口6万人に一人から3万人に一人児童福祉司を置くようにということで法律でも定まったため、奈良県の方でも平成29年度から専門職採用をはじめ積極的に採用している。民間の就職サイトを使ったり、専門職の業務説明パンフレットを作成したり、インターンシップを実施したりと積極的にやっている。多くの専門職の方に、奈良県に就職してほしい気持ちもあるが、今話したように全国的に採用をしていることもあり、どうしても取り合いになってる状況がある。内定を出しても蓋を開けてみれば、採用した人数よりも少ない人数になっているということもある。また全国の児相で言えることだが、離職率も高い職場であるため、その中で、今年度低下してしまったというところもある。ただし今年度は、児童福祉司の数も増えているため来年度の報告時はもう少し良い数値が出ると考えている。

【才村委員】

- ・資料 2-2 の「児童福祉司 1 人当たりの対応件数」について、平成 28 年度までは「児童虐待対応職員 1 人当たりの対応件数」だったが、平成 29 年度から「児童福祉司 1 人当たりの対応件数」に変わった理由について教えてほしい。

(回答：こども家庭課)

- ・途中で変更した理由については、平成 28 年度の児童福祉法改正で国が、児童福祉司 1 人当たりが担当するケース数を 40 件以下にすることを目標にして、児童福祉司を倍増させる計画を立てた。その国の目標にあわせて平成 29 年度からは児童福祉司が対応する件数が 40 件以下という目標に奈良県も変更したという経緯がある。

【才村委員】

- ・国の基準に合わせたということだが、40 件が国の目標で、令和 3 年度の奈良県は対応件数が 59.3 件と増えているとは言わないまでも、ほぼ横ばいで、40 件の目標にはかなり遠いと思うが、どのように計画的に人員採用すべきかももう少し考えていただきたい。一度にたくさん採用して新人教育が大変で本来業務がおろそかになると本末転倒だから、そういう意味では計画的な採用と、採用したあとの養成を計画的に取り組んでほしい。

(回答：こども家庭課)

- ・令和 3 年度についてはたしかに 59.3 件と目標を下回っているが、令和 4 年度は奈良市が児相をつくったこと、欠員の児童福祉司を採用したことから、令和 4 年度については県の目標としている 40 件を下回る見込み。
- ・それだけ多くの人数を短期間で採用しているため、児相現場は今現在非常に大変である。経験豊富な職員をだんだんと増やしていき、上の立場にある職員の 1 人当たりの負担を減らしていきたいと考えている。

【才村委員】

- ・10 年前、奈良県は非常に児童福祉司の 1 人当たりの担当ケース数が全国的に見ても非常に悪かったという記憶があるが、それについては今現在改善されたと見てもよいか。

(回答：こども家庭課)

- ・過去に比べれば改善されてきていると思う。ただ経験の浅い職員が多いため、上の立場の職員は大変な状況にあると思う。そういう意味では、やはり職場

のなかで経験を積んでいただいて、児童虐待の対応の充実を図っていかねければならない。

【才村委員】

- ・担当課として、10年後を見据えた人材の採用計画と、採用後の人員やSVの養成をどのようにすすめていくのか、というような全体的な研修の体系化の作業が必要なのかなと思うが、そのあたりはどのようにお考えか。

(回答：こども家庭課)

- ・採用計画については、国の最低基準があるため、それに見合った職員募集をしている。そのためそれ以上の職員を確保することが難しい現状はある。職員の資質向上については今後計画的にやっていきたいと思う。

【加藤委員】

- ・この採用計画については市町村にもいえることで、市町村の職員についてもどのようにしていくのか、市町村の展望についても併せて県がリーダーシップをとって行っていただきたいと思う。

【松舟委員】

- ・資料2-2の「保護者向け子育て支援講座（ペアレントプログラム等）を実施する市町村数」については令和2年度も令和3年度も3市町村と横ばいだが、実施市町村数が伸び悩んでいる要因について教えてほしい。

(回答：こども家庭課)

- ・もともと県の方で、ペアレントプログラムは、CSP（コモン・センス・ペアレンティング）を普及していたが、講師の事情により事業を中止したため、実施市町村数は伸び悩んでいる。ただし今年度の児童福祉法改正で、保護者支援の重要性が記載されており、県も市町村も保護者支援をどうするのか検討している段階。市町村によっては来年度MYTREEプログラムなどの実施を計画しているところもあり、このあたりの事業についてはまた活性化していくものと考えている。

Ⅱ 議題（3）から（4）に関する意見について

【相原委員】

- ・奈良市児相が一時保護したなかで、施設や里親に措置した人数は何人か。

(回答：東浦委員)

- ・ 正確な数値は今すぐには分からないが、おおよそ 5, 6 人。

【赤崎委員】

- ・ 奈良市に新しく児童相談所ができたが、中央こども家庭相談センターとの関係はどうなるのか。

(回答：中央こども家庭相談センター)

- ・ 奈良市居住者は奈良市児相が所管するため、去年の 10 月からきっちりと引継ぎをしている。今年度に入ってから、奈良市の援助方針会議の方にこども家庭相談センターから必ず 1 名行っているし、連携を密にしなければならぬということなので中央、高田、奈良市児相の所長が毎月集まって所長会議も実施しており、子どもには一切迷惑がかからないような形で連携をしている。